

目 次

- 告示
- 教育職員免許状の失効について…………… 1
通達・通知・照会
- 北海道船泊遺跡出土品に係る重要文化財の指定について…………… 1

告 示

北海道教育委員会告示第48号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成25年 7月30日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

氏名	八幡晋之輔	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平10中1第619号	平成11年3月15日	北海道教育委員会
高等学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平10高1第895号		
失効年月日	平成25年6月26日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号		

通達・通知・照会

教文博第818号
平成25年7月30日

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

北海道船泊遺跡出土品に係る重要文化財の指定について（通知）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、別記のとおり重要文化財の指定がありましたので通知します。

(生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査グループ)

別記

種別	重要文化財（考古資料）
名称及び員数	北海道船泊遺跡出土品
	1. 骨角牙貝製品 755点
	1. 土器 4点
	1. 石器・石製品 14点 (以上墓坑群出土)
	1. 骨角牙貝製品 22点
	1. 土器 5点
	1. 石器・石製品 107点 (以上作業場跡出土)
1. 骨角牙貝製品 374点	

	1. 土器 33点 1. 石器・石製品 302点 (以上包含層出土)
所有者	礼文町（礼文町町民活動総合センター保管）
指定基準	「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の考古資料の部重要文化財の1「土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの」による。
指定の理由	礼文島に所在する縄文時代後期中葉の集落跡と集団墓地、及び作業場跡等から出土した副葬品の一括。 とりわけ貝製品には、地元産のビノス貝で作られた多量の平玉に加え、房総半島以南に生息するタカラ貝など、遠隔地から搬入された貝類を素材とした装身具が多数含まれる。これらは、当時の広域な物資交易の実態をよく示す、貴重な資料である。 (縄文時代)
指定年月日	平成25年6月19日（文部科学省告示第114号）